

京都大学の ガバナンス

京都大学のガバナンス体制

本学では国立大学法人法に基づく機関である役員会、経営協議会、教育研究評議会に加え、法人の経営および教育研究に関する連絡、調整および協議するための機関として部局長会議を設置しています。

役員会は、総長の意思決定を支える観点から、総長および7名以内の理事で組織される合議体であり、国立大学法人法第11条に規定する大学運営上の重要事項（中期目標および年度計画に関する事項、予算の作成および執行並びに決算に関する事項など）を決議する機関です。

総長は、文部科学大臣により任命されます。総長は、教育研究評議会や学外機関等から推薦された者の中から、学内の意向調査および総長選考会議の面接調査等による審議を経て選考されます。経営協議会の中から選出された学外委員（役員または職員以外の委員）を総長選考会議の構成員とすることで、総長選考に社会の意見が反映される仕組みとなっています。

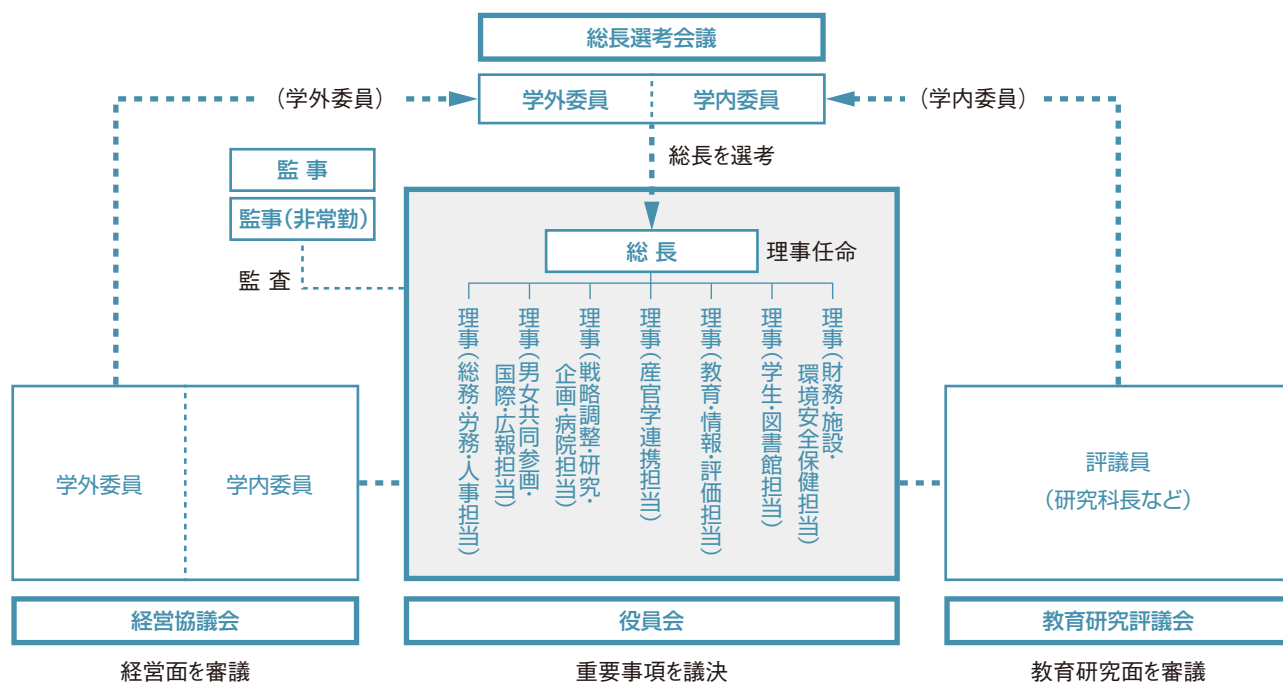
理事は、経営協議会および教育研究評議会の意見を聴いて総長が任命します。学外の有識者の意見を大学運営に反映させるため、理事の中には現に本学の役員または職員でない者を含むこととしています。

経営協議会は、本学の経営に関する重要事項を審議するための機関であり、総長、総長が指名する理事、総長が指名する職員、総長が任命する学外委員により構成されています。なお、経営協議会は25名以上の委員で組織され、その過半数を学外委員とすることにより、学外の有識者の意見を適切に審議に反映させることができる仕組みとなっています。

教育研究評議会は、本学の教育研究に関する重要事項を審議するための機関です。教育研究評議会が定めるところにより、総長、総長が指名する理事・副学長、研究科・附置研究所その他の教育研究上の重要な組織の長、その他総長が指名する教授により構成され、本学の教育研究を直接担当する者が一体となって審議を行う仕組みとなっています。

部局長会議は、本学の経営および教育研究を円滑に行うために必要な連絡、調整および協議を行うための機関です。総長、理事・副学長、総長が指名する副理事、研究科・附置研究所その他の教育研究上の組織の長の他、総長が指名する事務本部の部長により構成されています。

また、本学では平成29年度より新たにプロボストを置くとともに、同職による部局・学系との恒常的調整機能の場として戦略調整会議を設置しました。



総長の選考過程についてはホームページでも開示しています。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/operation/senkou>

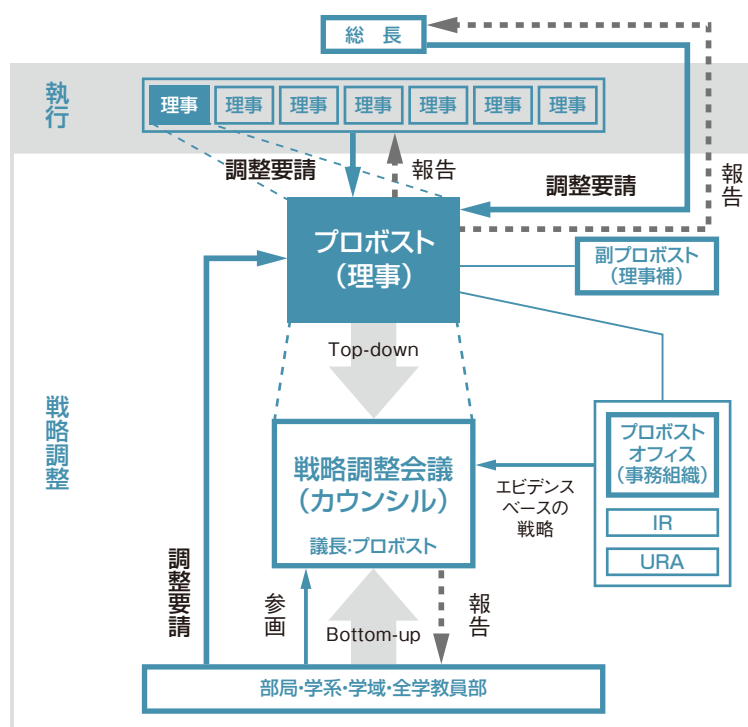
ご紹介した各機関の議事録等については、ホームページでご覧いただけます。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/conference/report>

ガバナンス体制の強化にかかる新たな取り組み

現在、国立大学法人には「責任ある意思決定と実行」を確保するため、役員として総長、理事が置かれています。理事は大学運営における重要テーマを軸としてそれぞれ所掌を役割分担し、総長の意思決定を支えています。一方、大学を構成する学部・研究科、研究所・センター等の各組織や所属する教員陣の活動は多岐にわたっており、それぞれの自主性を尊重し強みを生かす基盤の維持が必要です。これらの側面を踏まえて、大学が中長期的課題や将来構想を議論し戦略を

立てるに当たり、「大学本部と各部局の連絡調整が十分機能すること」と「大学運営のノウハウが次代にうまく引き継がれること」は重要な要素です。大学が抱える包括的な課題の解決策の検討や、各理事の所掌を超えた取り組みの提案、各部局との綿密な連携調整は、これからますますの発展を目指す本学においては必要不可欠なものです。そこで本学は、欧米諸国の主要大学が持つ機能「プロボスト」を新たに導入することとしました。



欧米におけるプロボストは、大学本部からのトップダウンの方針と、各部局からのボトムアップの要請・意見を連絡調整する機能を担っています。大学の戦略計画においてプロボストはその中心となり、大学本部が掲げる将来ビジョンの共有や各部局との綿密なコミュニケーションを円滑に進めるなど重要な役割を果たします。本学はこの点に着目し、総長の指名により理事のうちから1名をプロボストとし、学内の連絡調整を活性化することとしました。「京大版プロボスト」は、本学の将来構想具現化を加速させ、部局の自律性を尊重した強力なガバナンスを実現することを目指します。

また、本学でプロボストによる連絡調整が実効的になるよう、プロ

ボストを議長として広く学内から10名程度の教員が参画する「戦略調整会議」を創設しました。戦略調整会議では、個々の部局の利害を越えて大学の将来構想に基づいて施策を戦略的に立案し、大学本部と部局の連携・調整のもと、それら施策を迅速確実に推進します。また、戦略調整会議は、次代の大学運営を担う人材を育成する場としての役割も果たすことになります。

社会情勢の変化が目まぐるしく、国立大学に求められる役目が次第に大きくなっていく今、プロボストの導入が本学の安定した大学運営を実現し、教育研究活動の発展や大学改革に大きく貢献することを期待しています。

研究費等の適正使用

本学では、研究費等の適正な使用に努め、Plan（計画）・Do（実施・実行）・Check（点検・評価）・Action（改善）からなる体制を整備してきました。

研究費等の適正使用への対応について

本学の会計諸制度は、規程をはじめQ&A、マニュアル等において体系的に定められていますが、教職員の会計手続きの理解不足等から生じる研究費等の不正・不適切な使用を防止する観点から、研究費等を使用する上で必要となる会計ルールにかかる要点・注意事項を整理した「研究費使用ハンドブック」を作成し、学内に広く配布するとともに、ホームページでも公開しています。

また、研究費等の不正使用等を防止することを目的として、「競争的

資金等不正防止計画」を定めており、さまざまな不正防止対策やコンプライアンス教育を実施するとともに、部局における研究費等の使用、管理状況並びにコンプライアンス教育の取り組み状況等の把握・検証を行うことで、適正使用の推進を図っています。

その他、本部・各部局に会計ルールや事務手続き等についての相談窓口を設置しています。

WEB

研究費使用ハンドブックは、ホームページでも公表しています。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/public/competitive/handbook.html>

競争的資金等の不正使用にかかる調査について

本学では、競争的資金等の不正使用に関する学内外からの通報に対応するために通報窓口を置き、顕名による通報があった場合は、その内容や根拠等が適正であるかどうかを判断のうえ、必要な調査を

行うこととしています。また、調査の結果不正使用が行われたことが認められたときは、関与した者の氏名・所属、不正の内容等を含んだ調査結果を公表することとしています。

通報窓口への学内外からの通報

予備調査の実施

・部局管理責任者（部局長、事務本部については研究担当理事）が実施

本調査の要否を配分機関へ報告

本調査実施要否を通報者、被通報者へ通知

通報者、被通報者による異議申立

異議申立の審査および再調査

本調査の実施

- ・本部調査委員会および部局調査委員会の設置
- ・委員は専門的知識等を有する学外者を加えた3名以上
- ・本部調査委員会は、部局調査の調査結果を検証

調査結果を配分機関へ提出

通報者および被通報者への調査結果の通知

通報者および被通報者による不服申立

不服申立の審査および再調査

調査結果の公表

WEB

不正防止計画を含む本学の競争的資金等の適正管理に関する規程等は、ホームページでも公表しています。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/public/competitive/>

京都大学のガバナンス

監事メッセージ

国立大学法人は『大学の教育研究に対する国民の要請にこたえる』ことを設置目的としており、その運営費も多くが国からの公的支援に支えられているため、国民の期待に応えることができるように、広く学外の視点も取り入れて監査を行っています。

平成27年度より、国立大学法人法の一部改正に伴って「監事機能の強化」がなされ、監事の任期も2年から4年になり、大学の管理運営に関わる監事の業務が増えるとともにその役割と責任が一段と大きくなりました。

いうまでもなく大学の教育・研究活動を支えるのは個々の教職員や学生の絶え間ない創造活動です。運営費交付金が減り続けるな

かで、京都大学がこれまで築いてきた自由の学風を継承し、更に発展させていくためには、総長はじめ大学執行部と大学構成員が大学の向かうべき大きな方向性を共有することが重要です。京都大学各構成員がそれぞれの目標に向かって生き生きと活動し、京都大学が組織としての最大限の成果を上げることができるよう、大学経営の在り方の改善に向け努力して参ります。



監事 東島 清

監査機能について

本学の業務を対象にした監査は、主に、監事監査、会計監査人監査、監査室監査および会計検査院検査の4種があり、それぞれ異なる立場および観点で行われています。

文部科学大臣より任命される監事は、本学の運営および業務全般について監査を行います。監事監査は、業務および会計に関する事項を年度末に総括する定期監査と特定のテーマを定めて年度の中期に行う臨時監査に分かれます。定期監査は、本部における大学業

務全般の内容と課題を聴取し、臨時監査は教育・研究・運営に関する業務執行状況および前年度監査報告書で指摘した項目の進捗状況について聴取します。監事は監査結果に基づき、必要があるときは、総長または文部科学大臣に意見を提出する権限を有しています。

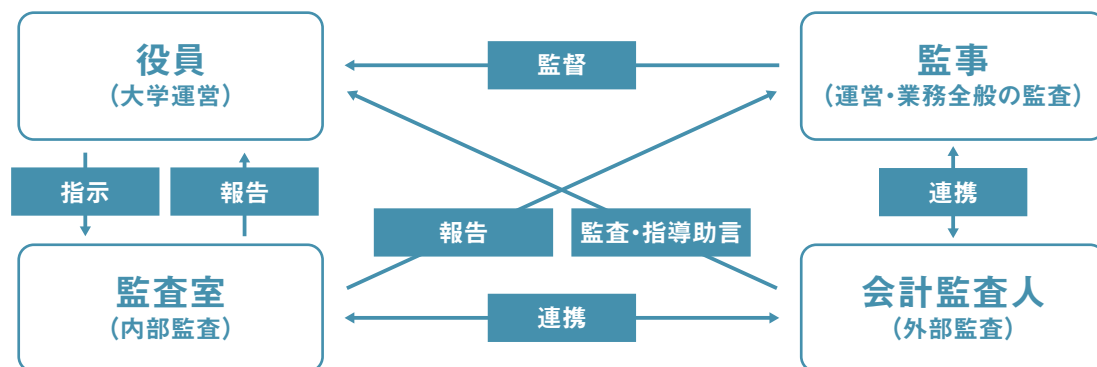
内部監査機能としては、総長のもとに置かれた監査室が、業務運営および会計処理の適法性等の監査を行うだけでなく、本学の健全な運営に資することを目的として、監査結果に基づく助言、提言も行っています。

会計監査人による監査について

本学は、監事の監査のほか、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）および決算報告書について、文部科学大臣により選任された、本学から独立した立場にある会計監査人の監査を受けています。

また、財務担当理事、監事、監査室および会計監査人の四者による

協議会を定期的に開催しています。会計監査人による監査上の発見事項の報告、会計処理の課題や内部統制の状況等の情報を適時に共有し、会計・監査の専門家と密接に連携することで、大学運営、監事監査、内部監査、会計監査の効率的・効果的な実施に取り組んでいます。



会計検査院による検査について

資本金の全額について国が出資している本学は、会計検査院法第22条第5号の規定に基づく検査対象となっています。会計検査院による検査は、正確性、合规性、経済性、効率性および有効性、その他会計検査上必要な観点から行われるものです。

本学は平成16年4月の国立大学法人化以降、同法第25条に基づく実地検査を毎年受検するとともに、求めに応じて随時調書を作成・提出しており、その結果は会計検査院のホームページにおいて公表されています。

役員の状況 (平成30年4月1日現在)



総長(第26代)
山極 壽一 (やまぎわ じゅいち)
 【任期】
 平成26年10月1日～平成32年(2020年)9月30日
 【学位】
 京都大学理学博士

【略歴】 平成21年4月～平成23年3月／京都大学教育研究評議会評議員
 平成23年4月～平成25年3月／京都大学大学院理学研究科長・理学部長
 平成24年4月～平成25年3月／京都大学経営協議会委員



理事(産官学連携担当)
阿曾 沼 慎司 (あそぬま しんじ)
 【任期】
 平成26年10月1日～平成30年9月30日

【略歴】 平成22年7月～平成24年9月／厚生労働事務次官
 平成25年4月～平成26年9月／京都大学IPS細胞研究所特定研究員



理事(男女共同参画・国際・広報担当)
稲葉 カヨ (いなば かよ)
 【任期】
 平成26年10月1日～平成30年9月30日
 【学位】
 京都大学理学博士

【略歴】 平成15年4月～平成17年3月／京都大学大学院生命科学研究科長
 平成19年10月～平成26年3月／京都大学女性研究者支援センター長
 平成25年8月～平成26年9月／京都大学副学長(男女共同参画担当)



理事(学生・図書館担当)
川添 信介 (かわぞえ しんすけ)
 【任期】
 平成27年11月1日～平成30年9月30日
 【学位】
 京都大学博士(文学)

【略歴】 平成24年4月～平成26年3月／京都大学教育研究評議会評議員
 平成26年4月～平成27年10月／京都大学大学院文学研究科長・文学部長
 平成26年4月～平成28年9月／京都大学経営協議会委員



理事(教育・情報・評価担当)
北野 正雄 (きたの まさお)
 【任期】
 平成26年10月1日～平成30年9月30日
 【学位】
 京都大学工学博士

【略歴】 平成23年4月～平成24年3月／京都大学教育研究評議会評議員
 平成24年4月～平成26年3月／京都大学大学院工学研究科長・工学部長
 平成25年4月～平成26年9月／京都大学国際高等教育院長



理事(財務・施設・環境安全保健担当)
佐藤 直樹 (さとう なおき)
 【任期】
 平成26年10月1日～平成30年9月30日
 【学位】
 理学博士(東京大学)

【略歴】 平成18年4月～平成22年3月／京都大学附属図書館宇治分館長
 平成24年4月～平成26年9月／京都大学化学研究所長



プロボスト・理事(戦略調整・研究・企画・病院担当)
湊 長博 (みなと ながひろ)
 【任期】
 平成26年10月1日～平成30年9月30日
 【学位】
 京都大学医学博士

【略歴】 平成14年4月～平成16年3月／京都大学評議員
 平成19年10月～平成20年10月／京都大学大学院医学研究科附属ゲノム医学センター長
 平成22年10月～平成26年9月／京都大学大学院医学研究科長・医学部長



理事(総務・労務・人事担当)
森田 正信 (もりた まさのぶ)
 【任期】
 平成29年4月1日～平成30年9月30日

【略歴】 平成27年4月～平成28年6月／文部科学省高等教育局高等教育企画課長
 平成28年6月～平成29年3月／文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

監事の状況 (平成30年4月1日現在)



監事
東島 清 (ひがしじま きよし)
 【任期】
 平成28年4月1日～平成32年(2020年)8月31日
 【学位】
 京都大学理学博士

【略歴】 平成20年4月～平成23年8月／大阪大学大学院理学研究科長・理学部長
 平成23年8月～平成27年8月／大阪大学理事・副学長



監事(非常勤)
丸本 卓哉 (まるもと たくや)
 【任期】
 平成28年4月1日～平成32年(2020年)8月31日
 【学位】
 農学博士(九州大学)

【略歴】 平成8年8月～平成10年7月／山口大学農学部部長
 平成18年5月～平成26年3月／山口大学学長
 平成26年4月～平成28年3月／京都大学監事

ダイバーシティ & インクルージョン の推進

Diversity & Inclusion

男女共同参画の推進に向けた取り組み

“Women and the World” これは、本学がWINDOW構想に掲げる目標の一つです。

本学の学生に占める女性の比率は2割を超え、事務職員・技術職員では6割近くになりましたが、教員はまだ1割を超えるに留まっています。この比率は徐々に上昇すると思いますが、まずは女性が働きやすく、研究に打ち込める環境作りが必要です。

そこで、本学では出産・育児が仕事や研究を継続する妨げにならないよう、男女共同参画推進センターに保育園入園待機乳児のための保育施設を設置し、おむかえ保育やベビシッター利用育児を支援しているほ

か、医学部附属病院に病児保育室「こもも」を設けています。さらに育児・介護中の研究者を対象とする研究・実験補助者雇用制度や、女性研究者の出産に伴う雇用経費支援制度を設けるなど、男女共同参画を支える環境・支援体制整備に取り組んでいます。

また、男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画推進アクション・プラン」を作成し、特に本学が推進すべき3つの重点目標として「女性リーダーの育成」、「家庭生活と両立支援」、「次世代育成支援」を設定し、その事業推進に努めています。

例えば、女性研究者の研究意欲を高める

ため、本学における若手女性研究者の優れた成果を讃える「たちばな賞」を実施したり、本学へ進学を希望する女子高生が本学各学部の研究者と語り合うことができる「車座フォーラム」を開催し女子学生の増加に努めています。また、本学の女性研究者や女子学生の学び、イベント等を紹介する冊子「未来に繋がる青いリボンのエトセトラ」をVol.4まで刊行するなど、さまざまな事業を通し、男女共同参画の推進に取り組んでいます。



WEB 男女共同参画推進センターの活動実績については、ホームページでも紹介しています。
<http://www.cwr.kyoto-u.ac.jp/>

障害学生支援/障害者雇用の促進に向けた取り組み

▶ 障害学生支援体制について

現在、大学における障害のある学生の在籍者数は顕著に増加しており、増加するニーズに対して、これまで以上に受入れや修学支援の体制整備が必要な状況になっています。

本学では、平成20年度に障害のある学生の修学支援（以下、障害学生支援）を目的とした専門窓口が設置され、学生の所属部局をはじめ、関連する部局や相談窓口と連携しながら障害学生支援を進めてきました。

平成28年4月には「障害を理由とする差別

の解消に関する法律」が施行されました。この法律では、国立大学法人の義務として、障害のある者に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を求めています。このようなことは法律で義務化される以前に、大学として確保すべき事柄といえるでしょう。しかしながら、このような法律をきっかけに、より強く意識していくことが必要であり、能動的により良い対応を目指していくことが大切と考えています。

障害学生支援ルームでは、障害学生支援の拠点として、専任スタッフが、障害があるなどの理由により修学上のさまざまな悩みや相談ごとをかかえる学生の相談に応じ、学習・研究上の必要に応じた修学支援（教育上の合理的配慮）を行っています。

修学支援は、学生本人および所属する学部・研究科等の申し出により検討し、関連部局等との連携により実施します。本学の学生や教職員であれば、どなたでも利用可能です。

WEB 学生総合支援センター 障害学生支援ルームの活動実績については、ホームページでも紹介しています。
<https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/support/>

▶ 京都大学業務支援室の発足について

本学では、WINDOW構想におけるダイバーシティ推進のもと、障害者雇用促進の一環として平成30年4月に「京都大学業務

支援室」を設置し、キャンパス内の事務支援業務や医学部附属病院等の清掃業務に取り組んでいます。本学では、今後も業務支援

室を中心として、障害者が生き生きと働く場の拡大に努めています。

京都大学の 資金運用と 京都大学基金

Fund Management and Kyoto University Fund

資金運用体制の充実

平成29年4月、国立大学法人の資産の有効活用により財務基盤の強化を図る趣旨で、国立大学法人法が一部改正されました。

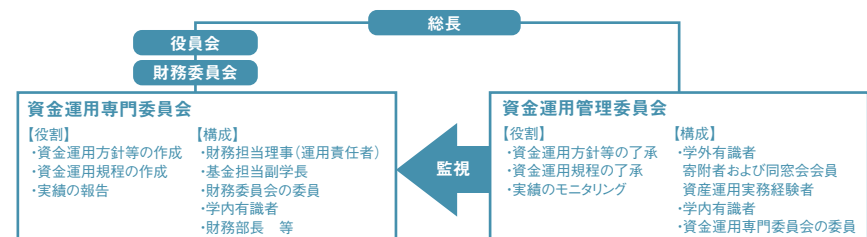
国立大学法人における資産の有効活用のうち、業務上の余裕金の運用は、従来、元本保証のある金融商品に限定されていました。しかし、この改正により指定国立大学法人の指定を受け認定基準※を満たす大学、または文部科学大臣の認定を受けた国立大学法人は、余裕金のうち公的資金に当たらない寄附金等の自己収入を原資とする運用を、より収益性の高い金融商品に拡大することが可能となりました。

指定国立大学法人の指定を受けた本学はこの改正を受け、運用の範囲や方法等の

基本方針を定めるとともに運用体制の整備を行いました。

具体的には、適正な資金運用を実施するため、資金運用方針等の作成を検討する「資金運用専門委員会」および学外の有識者を委員に含み資金運用方針等の了承や運用実績のモニタリングを実施する「資金運用管理

委員会」を設置しました。両委員会は互いに独立し、資金運用管理委員会が資金運用専門委員会を監視する体制となっています。また、両委員会を構成する委員の実務経験に基づく専門的知見をもとに、より収益性の高い資金運用を目指しつつも、可能な限りリスクは最小限に抑えた運用を行うこととしています。



※ 認定基準（国立大学法人法第三十四条の三より抜粋）
次のいずれにも適合していること

- ①運用を安全かつ効率的に行うために必要な業務の実施の方法が定められている
- ②運用を安全かつ効率的に行うに足る知識及び経験を有している

京都大学基金とは

大学運営における重要な財源の一つに、寄附金があります。寄附金として経理される財源のなかには、本学の教職員が職務に関連して受け入れた研究助成金や無償で受け入れた固定資産等のほか、本学の財政基盤の強化を図り、本学の学生支援や教育研究振興等に資することを目的として広く社会から寄附を募る募集型寄附金があります。

京都大学基金は、本学全体の教育研究支援・社会貢献活動のために受け入れた寄附金からなる基金と、各種プロジェクト等

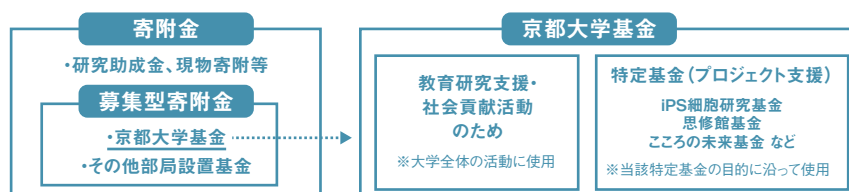
の特定目的を支援するために受け入れた寄附金からなる基金（特定基金）で構成されています。

海外では、寄附金を元本として維持・運用し、利息や配当等の運用益を大学運営の財源にあてる“Endowment”と呼ばれる基金を設定している大学が見受けられます。また、欧米有力大学のなかには、長い期間をかけて寄附金を積み立て、運用を図ってきた結果、現在では基金の運用益で活動資金の多くを賄っているケースもあり、大学運営に欠かせな

い重要な財源の一つとなっています。

他方、我が国の国立大学法人における基金の規模はまだ小さく、現状では、運用益のみをもって、寄附者のみなさまから負託された目的・使命を果たすことは困難です。そこで本学では、寄附募集のための活動を積極的に行ないつつ、使命の達成のための活用と基金積立とのバランスに留意しながら、京都大学基金の規模拡大を図っています。

我が国の厳しい財政状況のもと、財源の多様化は国立大学法人の課題の一つであり、本学においても京都大学基金の強化を図りつつ、支援者のみなさまの期待に応えて参りたいと考えています。また、来る京都大学創立125周年に向けて、引き続き、ご理解とご支援を、よろしくお願いします。



WEB

京都大学基金の活動状況や寄附のお申込み方法についての詳細は、こちらをご参照ください。

<http://www.kikin.kyoto-u.ac.jp/>

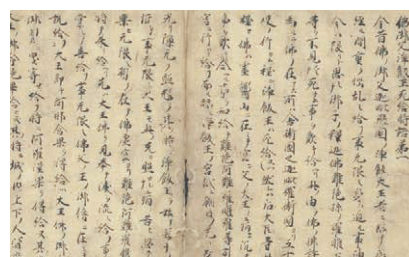
コミュニケーション の強化

情報発信の推進に関する取り組み

▶ 京都大学貴重資料デジタルアーカイブの公開

本学では、オープンアクセス推進事業の一環として、画像データの相互運用性を高める国際規格IIIF(トリプルアイエフ)(International Image Interoperability Framework)に対応した画像公開システム「京都大学貴重資料デジタルアーカイブ」を平成29年12月に公開しました。

これにより本学の所蔵する国宝「今昔物語集(鈴鹿本)」や重要文化財(附属図書館所蔵資料40点および工学研究科所蔵資料)をはじめとする8,438タイトル、717,532コマの貴重資料画像を自由に閲覧いただけるようになりました。(平成30年3月末現在)



国宝 今昔物語集(鈴鹿本)

WEB 「京都大学貴重資料デジタルアーカイブ」はこちらから閲覧いただけます。
<https://rmda.kulib.kyoto-u.ac.jp/>

▶ リアルな京都大学の魅力を発信

大学ブランド発信の取り組みの一つとして、本学の「自由の学風」から日々生み出される、「一言では決して言い尽くせない京都大学らしさ」をふんだんに盛り込んだスペシャルサイト「ザッツ・京大」を平成29年度より新たに公開しました。

本学ならではの学生の課外活動、京大

ウィークス等の遠隔地イベント、教員のユニークな活動を、画像や動画をふんだんに使い、分かりやすく紹介しています。

サイトを通じ、たくさんのリアルな「京都大学らしさ」に会い、多様な本学の魅力を発見する機会を提供します。



ザッツ・京大 ポスター

WEB 「ザッツ・京大」はこちらから閲覧いただけます。
<http://www.that's.pr.kyoto-u.ac.jp/>

▶ 大学・学生が一体となった海外への情報発信

本学のユニークな研究者を海外に向けてアピールするため、広報課の新たなコンテンツとして研究者紹介動画「Kyoto U Research News Express」を企画・制作し、平成30年3月に第一号を公開しました。

動画の撮影・編集には、学生が中心的な

役割を果たしており、大学と学生が共同で行う新たな広報活動となっています。

なお、動画は、本学Youtube公式チャンネル「Kyoto University」から閲覧いただくことができ、さまざまな分野の教員の研究成果を英語で紹介しています。



京都大学吉田泉殿での撮影

WEB 「Kyoto U Research News Express(KURNe)」はこちらから閲覧いただけます。
<http://tiny.cc/kurne>

コミュニケーション機会の充実に関する取り組み

▶ 京都府外における”大学の街-京都”の魅力発信

本学は、平成29年7月に東京・丸の内に開所した「京都アカデミアフォーラム」において、京都府下の9つのパートナー大学とともに、京都のアカデミズムを広く一般の方に発信しています。

開設を記念して10月に実施した「京都アカデミアウィーク2017」では、各大学が連携して、講演会や常設イベントを企画し、さらに一歩踏み込んだ京都の魅力を発信に取り組みました。

また、本学で創出された研究成果を紹介する「京大テックフォーラム」を全13回開催し、研究者と企業のネットワーク構築を図りました。今後、研究開発や新事業開発に役立てることを目指しています。



京大テックフォーラム



京都アカデミアウィーク2017 ポスター

WEB 京都アカデミアフォーラムの情報は、ホームページでも紹介しています。
<http://www.kyoto-af.jp/>

▶ 第12回 京都大学ホームカミング日の開催

本学では、毎年11月に京都大学に関わる全ての方々との交流イベントとして、ホームカミングデイを実施しています。

平成29年度は、「創」をテーマに開催し、延べ2,800名の参加がありました。当日は、陶芸家 樂吉左衛門氏による講演に始まり、

京都大学ジャズ研究会による演奏が流れるなかでの昼食会などを通じて、参加者間の交流が深まりました。

また、本学の歴史的な建物の見学に加え、初の試みとして大学構内を巡るスタンプラリーを実施し、多数の参加者で賑わいました。



講演する樂吉左衛門氏

▶ 同窓会活動の充実

京都大学同窓会は、会員相互の交流と親睦を図るとともに、本学の発展に貢献することを目的とし、2006年11月に設立されました。

現在、学部、研究科同窓会に加え、国内では30、海外では28の地域同窓会が加入しています。(平成30年3月現在)

首都圏在住の同窓生を対象として開催している「京都大学丸の内交流会」においては、平成29年度に実施回数を2回から8回と大幅に増やしました。本学と同窓生相互におけるネットワークの拡大につながっています。



京都大学丸の内交流会

WEB 京都大学同窓会の活動実績は、ホームページでも紹介しています。
<http://hp.alumni.kyoto-u.ac.jp>